

令和2年度

こうのとりのゆりかごの短期的検証について

熊本市要保護児童対策地域協議会

こうのとりのゆりかご専門部会

令和3年(2021年)6月29日

1 こうのとりのゆりかごの運用状況に
関する短期的検証について

令和3年（2021年）6月29日

熊本市長 大西 一史 様

熊本市要保護児童対策地域協議会
こうのとりのゆりかご専門部会

部会長 山縣 文治

委員 安部 計彦

〃 岩井 正憲

〃 上村 宏淵

〃 国宗 直子

〃 城野 匡

令和2年度こうのとりのゆりかごの運用状況に関する短期的検証について

熊本市慈恵病院に設置されたこうのとりのゆりかご（以下、ゆりかごという。）の運用状況については、当専門部会において、6ヶ月ごとに検証を行い、別添報告書のとおり報告してきたが、令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの検証結果を次のとおり総括する。

1 ゆりかごの運用状況について

令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までにゆりかごには4件の預け入れがあり、預け入れにあたっての違法性の検討や、許可時の留意事項の遵守状況について次のとおり検証を行った。

（1） 違法性の検討について

令和2年（2020年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの慈恵病院のゆりかごの運用状況に刑法上の明らかな違法性は認められない。

子どもの権利の侵害や預け入れまでの安全性を含め、今後も個別の運用状況を総合的に検討する必要がある。

（2） 許可時の留意事項の遵守状況について

（ア）子どもの安全の確保

預け入れられた後の子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

（イ）相談機能の強化

ゆりかごを使うことなく事前の相談で支援につなげることができるよう、病院としての相談業務に取り組まれている。

（ウ）公的相談機関等との連携

ゆりかごの運用に関する公的相談機関等との連携については、情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

2 専門部会で述べられた主な意見

- ・障がいのある子どもの預け入れについて、全ての子どもの人権問題として、我々としてどう考えていくのか。ゆりかごに限らず、社会としての問題だと考える。
- ・男性が妊娠を知ったら逃げるパターンについては、男性の意識の問題がある。
- ・ゆりかごの中に子どもを入れない預け方をした預け入れ者の行為は、やはり危険性を発生させているという意味で、基本的には刑事法上違法と判断するしかないと思っている。扉の中に入れない限りは違法だと思っている。
- ・預け入れについて、ゆりかごの中に子どもを入れてください、ということは強調した方がよい。
- ・安全に子どもが保護されないようなゆりかごの利用の仕方は、ゆりかごの主旨や目的に反しているということは明白。
- ・ゆりかごの扉の中に子どもを入れることによって、病院の職員は赤ちゃんが来たということが分かる。扉の中に入れないと分からないということ、きちんと周知しておくことが必要。
- ・ゆりかごへの預け入れ事案は、虐待事案である。親子の両方に接触し、親子の再統合の可否や、他に里親養育等の道を探すべきかの判断をするために、事実調査は不可欠である。児童相談所は、親子関係の調整を図っていくための仕事を担うべきである。
- ・預け入れ者の匿名性は、あくまでゆりかごへ預け入れる場面でのことにすぎない。預け入れられた子どもは児童福祉法上、要保護児童となるため、児童相談所が保護者を探し、接触することは当然の業務である。慈恵病院には、そのための情報を集めていただきたい。児童相談所は、ゆりかごの事例も、要保護児童として受理した他の事例と同様、粛々と対応していただきたい。
- ・ゆりかごへの預け入れ事案について、児童虐待防止法に基づき、通告をすることは刑法の秘密漏示罪には当たらない。関係機関に情報提供することは犯罪ではないことは明白であり、このことは専門部会の当初からの一貫した見解である。
- ・民事上、ゆりかごが違法と評価されるかは、今後の課題になるだろう。仮に、ゆりかごに預け入れられた子どもが、自らの出自を知ることができなくなったのはゆりかごのせいであるとして、慈恵病院に対し、民事上の損害賠償責任を追及する訴訟を提起した場合、ゆりかごによって出自を知ることができなくなったことが裁判所において違法と判断されるかは未知の問題である。
- ・権利の主体ではあるが、なかなか主体的に権利を主張できない方の権利を守るという意味では、この問題に関わる大人の責任は非常に大きい。
- ・子どもの権利を守るために、国に働きかけ、法律を作るというのは重要で、まずは法的にゆりかごの問題が国会で議論されることが必要である。

3 預け入れ状況の公表

ゆりかごの預け入れ状況については、子どもの人権とプライバシーを守るため個人の識別につながる恐れがないことを基本として、社会的検証につなげていく観点から、公表項目について検討を行い、別紙のとおり当部会としての結論を得た。

別紙

1 公表の期間 年度毎の1年間とする。

2 公表項目 下記の25項目とする。

	項 目	区 分
1	件数	件数
2	発見日時	7区分:月曜～日曜
3		4区分:0～6、6～12、12～18、18～24時
4	性別	2区分:男女
5	年齢 ※1	3区分:新生児、乳児、幼児
		うち早期新生児(生後7日未満)
6	体重(新生児のみ) ※2	3区分:1,500g未満、2,500g未満、2,500g以上
7	健康状態 ※3	2区分:良好、要医療
8	身体的虐待の疑い	有無
9	病院からの手紙の持ち帰り	有の件数
10	子どもと一緒に置かれていたもの(着衣以外)	有の件数
11		父母等からの手紙 有の件数
12	熊本市が戸籍を作成した件数 ※4	有の件数
13	父母等からの事後接触 ※5	有の件数
14		時期 4区分:当日、1週間未満、1ヶ月未満、1ヶ月以上
15	父母等の居住地 ※6	11区分
16	父母等引取り	有の件数
17	母親の年齢	5区分:10代、20代、30代、40代、不明
18	預け入れに来た者	5区分:母親、父親、祖父母、その他、不明
19	出産の場所	5区分:医療機関、医療機関(推測)、自宅、車中、不明
20	母親の婚姻状況	5区分:既婚(婚姻中)、離婚、死別、未婚、不明
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	5区分:車(自家用車)、航空機、新幹線等鉄道、その他(上記以外)、不明
22	家庭の状況	3区分:ひとり親家庭、婚姻世帯、その他
23	きょうだいの状況	4区分:あり、うち3人以上、なし、不明
24	子どもの実父	6区分:母親と婚姻中(夫)、母親と内縁関係、その他(恋人等)、その他(詳細不明)、実父に別に妻子あり、不明
25	ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)(預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※7	10区分:生活困窮、親(祖父母)等の反対、未婚、不倫、世間体・戸籍、パートナーの問題、養育拒否、育児不安・負担感、その他、不明

※1 年齢(子どもに添えられていた手紙や医学的判断から推定)

- ・新生児 → 生後1ヶ月未満
- ・乳児 → 生後1ヶ月～生後1年未満
- ・幼児 → 生後1年～就学前

※2 体重(新生児のみ)

1,500g未満(極低出生体重児)、1,500g～2,500g未満(低出生体重児)、2,500g以上

※3 健康状態

- ・良好 → 医師による健康チェックの結果、異常なし。
- ・要医療 → 医師による健康チェックの結果、精密検査等なんらかの医療行為を要する場合。

※4 熊本市が戸籍を作成した件数

棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

※5 父母等からの事後接触

親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。

※6 父母等の居住地

父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの
熊本県内、九州地方(熊本県以外)、四国地方、中国地方、近畿地方、中部地方、関東地方、
東北地方、北海道地方、国外、不明

※7 ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)

複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上

「このとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 42）

（検証対象期間：令和2年4月1日～令和2年9月30日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置した「このとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の令和2年度上半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、4月～9月に合計3,844件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用体制に刑法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続き「ゆりかご」の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第57回熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
(令和2年9月1日開催)で述べられた主な意見

- ・ 預け入れ時に得た情報については、子どもとその保護者をつなぐ貴重な情報である。子どもの命及び子どもの権利を守るうえで、慈恵病院は情報を提供し、その情報は保全される必要がある。
- ・ ゆりかごの扉の中に入れなくても良いという使われ方が広がってしまうことを懸念している。遺棄と思われるような危険な預け入れは、子どもの権利や福祉について問題がある。
- ・ ゆりかごは、適切に扉の中に預け入れられるため安全であると認識されてきた。しかし、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れは、保護責任者遺棄とも評価されうる危険な状態であり、そのことを社会全体が認識することが重要であるため、しっかり社会に伝えていく必要がある。
- ・ 慈恵病院の「こうのとりのゆりかご運用マニュアル」は、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れを想定していない。今回の事例を踏まえ、万が一、ゆりかごの扉の中に入れない預け入れがあった場合の子どもの捜索方法、院内の連絡体制等についてマニュアルに明記いただきたい。
- ・ 預け入れ者に接触しないということは、親への必要なケアの機会をなくすことにつながる。慈恵病院は、預け入れ者に積極的に接触することが大事である。
- ・ ゆりかごを利用する方に複雑な事情があることは、これまでの検証からも認識している。そのことは、ゆりかごを利用する親へのケアが必要であることも意味している。

○第58回 熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会
・開催日時：令和2年11月27日（金）10：00～

（委員名簿）

氏名	役職	備考(分野)
山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
上村 宏淵	熊本県養護協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

こうのとりのゆりかごの運用状況の検証に関する報告（NO. 43）

（検証対象期間：令和2年10月1日～令和3年3月31日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置したこうのとりのゆりかご（以下、ゆりかごという。）の令和2年度下半期における運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間のゆりかごの運用体制に刑法上の明らかな違法性は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も本部会において個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

対象期間中、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが保守点検表に基づき確認された。

② 病院及び熊本市関係職員による会議は、適切に開催され運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

ゆりかごはできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置されたSOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口には、10月～3月に合計3,157件の相談が寄せられている。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

ゆりかごの運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、ゆりかごの運用体制に刑法上の明らかな違法性は認められず、また、許可時に付した上記記載の3つの留意事項についても遵守されている。今後も引き続きゆりかごの運用状況の検証を継続する必要がある。

4 第58回熊本市要保護児童対策地域協議会このとりのゆりかご専門部会
(令和2年11月27日開催)で述べられた主な意見

- ・障がいのある子どもの預け入れについて、全ての子どもの人権問題として、我々としてどう考えていくのか。ゆりかごに限らず、社会としての問題だと考える。
- ・男性が妊娠を知ったら逃げるパターンについては、男性の意識の問題がある。
- ・ゆりかごの中に子どもを入れない預け方をした預け入れ者の行為は、やはり危険性を発生させているという意味で、基本的には刑事法上違法と判断するしかないと思っている。扉の中に入れない限りは違法だと思っている。
- ・預け入れについて、ゆりかごの中に子どもを入れてください、ということは強調した方がよい。
- ・安全に子どもが保護されないようなゆりかごの利用の仕方は、ゆりかごの主旨や目的に反しているということは明白。
- ・ゆりかごの扉の中に子どもを入れることによって、病院の職員は赤ちゃんが来たということが分かる。扉の中に入れないと分からないということを、きちんと周知しておくことが必要。

○第60回 熊本市要保護児童対策地域協議会このとりのゆりかご専門部会

・開催日時：令和3年4月27日（火）10：00～

（委員名簿）

氏名	役職	備考(分野)
山縣 文治	関西大学 人間健康学部教授	児童福祉
国宗 直子	弁護士	法律
上村 宏淵	熊本県養護協議会会長 (福)龍山学苑理事長	福祉施設
安部 計彦	西南学院大学 人間科学部社会福祉学科教授	児童福祉
岩井 正憲	熊本大学医学部附属病院 総合周産期母子医療センター講師	小児科
城野 匡	熊本学園大学 社会福祉学部教授	精神科

2 預け入れ状況について

○令和2年度 公表項目及び件数

(単位:件)

項目	区分	件数	備考
1 件数	件数	4	
2 発見日時	曜日	日	1
		月	0
		火	0
		水	1
		木	1
		金	1
		土	0
3	時間帯	0～6時	3
		6～12時	0
		12～18時	1
		18～24時	0
4 性別	男	1	
	女	3	
5 年齢	新生児(生後1ヶ月未満)	3	
	(うち早期新生児(生後7日未満))	3	
	乳児(生後1ヶ月～生後1年未満)	0	
	幼児(生後1年～就学前)	1	
6 体重(新生児のみ)	1,500g未満(極低出生体重児)	0	
	2,500g未満(低出生体重児)	1	
	2,500g以上	2	
7 健康状態 ※1	良好	2	
	要医療	2	
8 身体的虐待の疑い	有の件数	0	
9 病院からの手紙の持ち帰り	有の件数	4	
10 子どもと一緒に置かれていたもの	有の件数	3	
11 (着衣以外)	父母等からの手紙 有の件数	2	
12 熊本市が戸籍を作成した件数 ※2	有の件数	1	
13	有の件数	1	
14 父母等からの事後接触 ※3	接触時期	当日	0
		2日目～1週間未満	1
		1週間以上～1月未満	0
		1月以上	0
15 父母等の居住地 ※4	県内	1	
	九州(熊本県以外)	1	
	四国	0	
	中国	0	
	近畿	1	
	中部	0	
	関東	0	
	東北	0	
	北海道	0	
	国外	0	
不明	1		
16 父母等引取り	有の件数	0	

※1健康状態
 ・良好⇒医師による健康チェックの結果、異常なし。
 ・要医療⇒医師による健康チェックの結果、精密検査等何らかの医療行為を要する場合。

※2熊本市が戸籍を作成した件数
 棄児として戸籍法第57条に基づき熊本市が戸籍を作成したもの。

※3父母からの事後接触
 親の判明には至らなくても、直接に、あるいは手紙、電子メール、電話、その他の方法により、父母等と接触できたもの。

※4 父母等の居住地
 父母等との事後接触や児童相談所の社会調査等により確認できたもの。

(単位;件)

	項目	区分	件数	備考
17	母親の年齢	10代	0	
		20代	2	
		30代	1	
		40代	0	
		不明	1	
18	預け入れに来た者(複数回答)	母親	3	
		父親	0	
		祖父母	0	
		その他	0	
		不明	1	
19	出産の場所	医療機関	1	
		医療機関(推測)	0	
		自宅	2	
		車中	0	
		不明	1	
20	母親の婚姻状況	既婚(婚姻中)	1	
		離婚	0	
		死別	0	
		未婚	2	
		不明	1	
21	ゆりかごまでの主たる移動(交通)手段	車(自家用車)	3	
		航空機	0	
		新幹線等鉄道	0	
		その他(上記以外)	0	
		不明	1	
22	家庭の状況	ひとり親家庭	2	
		婚姻世帯	1	
		その他	1	
23	きょうだいの状況	なし	0	
		あり	3	
		(うち3人以上)	2	
		不明	1	
24	子どもの実父	母親と婚姻中(夫)	1	
		母親と内縁関係	0	
		その他(恋人等)	1	
		その他(詳細不明)	0	
		実父に別の妻子あり	1	
		不明	1	
25	ゆりかごに預け入れした理由(複数回答)(預け入れに来た者からの聞き取りなどを基に分類) ※5	生活困窮	2	※5 ゆりかごに預け入れした理由 複数の項目に該当する場合、それぞれの項目に計上。
		親(祖父母)等の反対	0	
		未婚	0	
		不倫	0	
		世間体・戸籍	0	
		パートナーの問題	0	
		養育拒否	0	
		育児不安・負担感	0	
		その他	2	
		不明	1	

公表（開示）のあり方について

1 公表（開示）に当たっての基本的考え方

ゆりかごの利用状況に関しては、多くの人々による社会的検証の必要があることから、可能な限り公表（開示）することが望ましい。

2 公表（開示）の対象としないもの

熊本市情報公開条例により開示してはならないとされているもの。

- (1) 熊本市情報公開条例7条第2号に規定する、特定の個人が識別されうる情報等（児童福祉法の理念に基づき、また子どもの人権とプライバシーを守るため、「特定の個人が識別されうる情報」の範囲の検討は十分慎重に行う。）
- (2) 熊本市情報公開条例7条3号のイに規定する、法人に関する情報であって、市長からの要請を受けて公にしないとの約束の下に任意に提供された情報で、その公にしない理由が合理的であると認められるもの。
- (3) 熊本市情報公開条例7条7号に規定する、国等との間における協議等に基づいて市長が取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの。

3 公表（開示）の対象期間

専門部会に報告され審議・確認が行われた令和2年度（2020年度）の事例件数を公表（開示）の対象とする。

なお、件数の整理上、基準日については、令和3年（2021年）3月31日とする。

(参考)

熊本市情報公開条例(抄)

(不開示情報)

第7条 次に掲げる情報は、開示してはならない。

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令等の規定により、何人も閲覧することができる情報
 - イ 実施機関が作成し、又は取得した情報で、公表することを目的としているもの
 - ウ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分を除くことにより、開示しても、この号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる情報
 - エ 略
 - オ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報
- (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生ずる人の生命、身体若しくは健康への危害又は財産若しくは生活への侵害から保護するため、開示することがより必要であると認められるものを除く。
- ア 略
 - イ 実施機関からの要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提供されたもので、法人等又は個人における常例として公にしないこととされているものその他の当該約束の締結が状況に照らして合理的であると認められるもの
- (7) 国、他の地方公共団体又は公共的団体(以下「国等」という。)との間における協議、依頼、委任等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

3 妊娠に関する悩み相談の状況

熊本県	相談名	出産・養育についての相談
	相談時間	8時30分～17時15分 電話：096-381-4451（日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県中央児童相談所内
	対応者	職員
	概要	＜対象者＞ 妊娠、出産、養育に悩む女性やその家族等 ＜内容＞妊娠、出産、養育に関する悩みへの電話相談。必要な助言や社会資源等情報提供を行う。
熊本県	相談名	妊娠とこころの相談
	相談時間	9時～20時 電話：096-381-4340（日曜・祝日・年末年始を除く）
	相談場所	熊本県女性相談センター内
	対応者	嘱託職員（8名）：助産師・保健師・看護師の資格者
	概要	＜電話相談＞ 昼間：9時～16時、夜間：16時～20時を交代で対応
熊本市	相談名	予期せぬ妊娠・出産に関する悩み相談
	相談時間	24時間 産前・産後母子支援事業（熊本乳児院内） 電話：080-9068-7528 8時30分～17時15分 各区福祉課福祉相談班、各区保健子ども課地域健康班
	来所相談	熊本乳児院内、各区福祉課福祉相談班、各区保健子ども課地域健康班
	対応者	電話相談：専門相談員 来所相談：職員及び専門相談員
	概要	＜電話相談＞ 24時間 専門相談員により対応
慈恵病院	相談名	SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口
	相談時間	24時間 フリーダイヤル 0120-783-449
	相談場所	慈恵病院（電話相談は音声転送装置により専用携帯電話に転送。）
	対応者	新生児相談室室長 助産師（1名）社会福祉士（1名）保健師（2名） 看護師（1名）栄養士（2名）産業カウンセラー（1名）保育士（2名） 特別支援教員（1名） 相談員（1名） 計13名
	概要	＜電話相談＞ ・24時間 交代制 13名で対応 ・週1回 カンファレンス 対応者+産婦人科医 ・カンファレンス時に翌月の担当日を決定 ＜来院相談＞ ・新生児相談室で対応

妊娠に関する悩み相談件数 3機関比較

令和3年3月末 現在

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
熊本県	253	204	129	124	126	85	63	64	62	88	68	84	100	77	1,527
熊本市	732	594	439	391	438	496	392	445	308	197	471	726	597	463	6,689
慈恵病院	501	472	513	591	690	1,000	1,445	4,036	5,466	6,565	7,444	6,031	6,589	7,001	48,344
3機関合計	1,486	1,270	1,081	1,106	1,254	1,581	1,900	4,545	5,836	6,850	7,983	6,841	7,286	7,541	56,560

※平成29年度より、熊本市件数に産前・産後母子支援事業で受けた相談件数を含む。

【参考】前年度と令和2年度全体の相談件数（前年度からの継続相談分を含む）

	R元年度全体			R2年度全体			対前年比 ③－②
	上半期	下半期	計②	上半期	下半期	計③	
熊本県	47	53	100	45	32	77	△23
熊本市	428	169	597	254	209	463	△134
慈恵病院	3396	3193	6589	3844	3157	7001	412
合計	3871	3415	7286	4143	3398	7541	255

令和2年度合計 妊娠に関する悩み相談件数

	新・継		
	新規	継続	合計
県	61	16	77
市	121	342	463
慈恵	7,001		7,001
合計	7,183	358	7,541

時間帯			
0時～9時	9時～17時	17時～24時	合計
0	62	15	77
47	324	92	463
1,193	3,218	2,590	7,001
1,240	3,604	2,697	7,541

来・電			
来所	電話	その他	合計
0	77	0	77
35	322	106	463
0	5,525	1,476	7,001
35	5,924	1,582	7,541

性別		
女性	男性	合計
59	18	77
418	45	463
5,726	1,275	7,001
6,203	1,338	7,541

相談者				
本人自身	家族・知人	夫・パートナー	その他	合計
74	1	1	1	77
445	13	3	2	463
5,509	156	1,127	209	7,001
6,028	170	1,131	212	7,541

情報源別								
ネット・サイト	カード・ポスター	案内・パンフ	他機関紹介	マスコミ情報	友人・知人	その他	不明	合計
62	5	0	1	0	0	0	9	77
166	2	0	195	0	5	8	87	463
6,983	1	0	4	7	0	6	0	7,001
7,211	8	0	200	7	5	14	96	7,541

婚姻の有無				
未婚	婚姻中	離婚	不明	合計
30	30	0	1	61
44	35	2	40	121
3,511	1,536	119	1,835	7,001
3,585	1,601	121	1,876	7,183

年齢								
15歳未満	15～18歳未満	18～20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳以上	不明	合計
0	8	4	28	15	2	1	3	61
0	5	5	30	20	8	1	52	121
42	501	808	1,958	830	210	31	2,621	7,001
42	514	817	2,016	865	220	33	2,676	7,183

地域				
熊本市内	その他県内	県外	不明	合計
20	23	10	8	61
62	0	7	52	121
204	45	4,123	2,629	7,001
286	68	4,140	2,689	7,183

職業				
学生	有職者	無職	不明	合計
13	18	12	18	61
6	22	31	62	121
1,659	1,186	363	3,793	7,001
1,678	1,226	406	3,873	7,183

※婚姻の有無、年齢、地域、職業については、新規件数のみ集計

I 相談内容(大分類)						
妊娠・避妊に関する相談	思いがけない妊娠	中絶	妊娠・出産前後の不安	出産・養育	その他	合計
45	15	4	9	0	4	77
70	47	12	86	85	163	463
4,316	1,004	392	328	198	763	7,001
4,431	1,066	408	423	283	930	7,541

処理状況						
傾聴・助言	情報提供	来所案内	他の相談機関紹介	緊急対応	その他	合計
76	0	0	1	0	0	77
280	36	3	62	0	82	463
2,068	2,608	113	2,167	34	11	7,001
2,424	2,644	116	2,230	34	93	7,541

令和2年度合計 妊娠に関する悩み相談件数 相談内容(小分類)

	I-1 妊娠・避妊に関する相談												I-2 思いがけない妊娠										I-3 中絶							計			
	1 排卵時期・受胎日	2 避妊	3 緊急ピル	4 喫煙・薬物の影響	5 妊娠時の異常	6 妊娠判定	7 妊娠検査薬	8 服薬・X線被爆等	9 保菌・治療中等	10 妊娠中の悩み	11 医療機関	その他	計	12 暴力・強姦	13 不倫	14 若年妊娠	15 未婚の妊娠	16 望まない妊娠	17 周囲(家族)の反対	18 夫・パートナーの反対	19 パートナーとの離別	20 男女判定	21 生活困窮	その他	計	22 中絶費用	23 中絶できる時期・周期	24 中絶できる医療機関	25 相手の同意		26 中絶の不安	27 中絶方法	その他
県	7	8	3	1	2	7	1	3	0	12	1	0	45	0	0	2	5	4	2	1	1	0	0	0	15	0	0	4	0	0	0	0	4
市	1	5	0	3	6	14	7	0	0	19	13	2	70	0	1	6	0	14	3	13	1	0	9	0	47	0	0	6	0	1	0	5	12
慈恵	223	72	332	24	247	2,788	74	74	13	172	62	235	4,316	9	79	104	321	203	45	113	34	3	39	54	1,004	91	36	37	32	26	12	158	392
合計	231	85	335	28	255	2,809	82	77	13	203	76	237	4,431	9	80	112	326	221	50	127	36	3	48	54	1,066	91	36	47	32	27	12	163	408

	I-4 妊娠・出産前後の不安							I-5 出産・養育							I-6 その他						合計				
	28 精神的な問題	29 産後の体調不良	30 産後うつ	31 マタニティー・ブルー	32 産後の生活	33 手術	その他	計	34 出産費用	35 養育費用	36 福祉サービス	37 戸籍関係	38 子育て支援	39 就労相談	40 DV・離婚相談	その他	計	41 不妊治療	42 夫婦生活	43 男女問題		44 婦人科に関する事	45 研究・苦言	46 その他の相談	計
県	2	5	0	0	2	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	1	4	77
市	17	12	2	0	47	2	6	86	10	5	23	0	42	0	0	5	85	0	0	32	0	0	131	163	463
慈恵	253	1	4	3	10	0	57	328	17	6	4	7	16	1	5	142	198	26	33	12	36	4	652	763	7,001
合計	272	18	6	3	59	2	63	423	27	11	27	7	58	1	5	147	283	28	34	44	36	4	784	930	7,541